

入札説明書

令和8年札幌市告示第2944号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年7月24日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会 総務部 総務課 財務係

電話011-211-3825

メールアドレス kyouiku-zaimu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

大通高等学校常駐警備等業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する場合がある。

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」のA又はB等級に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、店所在地が札幌市内として登録されており、かつ、当該事業所において、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務（以下「施設警備」という）に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ 警備業法第22条第1項に定める施設警備に係る警備員指導教育責任者が、現に常駐していること。

(8) 全ての業務を対象とした賠償責任保険（保険期間が1年以上のもの）に加入していること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 受注案件など個別案件のみを補償対象とした保険

イ 入札告示日以降に新規に加入した保険（更新を除く。）

(9) 告示日を起点とした過去2年間において、延床面積8,000㎡以上の建物総合管理（ひとつの契約において、施設警備及び建物設備等保守管理の両方を含み日常的に常駐する建物の総合管理）を、継続して6か月以上履行した契約実績を有すること。

(10) 施設警備に従事する者を、社会保険加入義務のある雇用契約により雇用しており、次に掲げる資料の写しを提出できること。

ア 入札告示日前後に納付期限が到来する直近3カ月分の被用者（健康、厚生年金、介護）保険料の納付証書（領収書）又は領収済通知書

イ 入札告示日前後に納付期限が到来する当該年度の全期分（分割納付の場合は直近の3期分まで）の労働（労災及び雇用）保険料の納付証書（領収書）又は領収済通知書

※対象となる納付証書（領収書）等は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限ることとし、公的機関が発行する「労働保険料等納付証明書」又は「社会保険料納付証明書」については、最新の納付事実の確認が困難な場合があるため、「不可」とする。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

(2) 入札の日時及び場所
日時：令和8年8月27日（木） 10時50分
場所：札幌市教育委員会4階 入札室

(3) 入札書の提出期限・提出方法（一堂に会する入札は原則行わない。）
入札書提出締切 令和8年8月26日（水）16時00分まで

※以下に示す方法により提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料1－様式1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年8月27日（木）10時50分開札 大通高等学校常駐警備等業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札説明書の別表に示す入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年8月27日（木）10時50分開札 大通高等学校常駐警備等業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札説明書の別表に示す入札書の提出期限までに送付すること。

ウ 1回目の入札結果により再度入札を行う場合は、入札参加者に別途連絡する日時に行う。再度入札の場合も5－(3)－アまたはイのいずれかの提出方法とする。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年8月7日（金）の午後5時15分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和8年8月10日（月）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市教育委員会生総務部のホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしたうえで、入札書とともに代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記2参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙3のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

別表

全体的な流れ

実 施 内 容	実施期間又は期日
入札告示	令和8年7月24日（金）
入札書の提出期限	令和8年8月26日（水）16時00分
入札の日時	令和8年8月27日（木）10時50分
開札	入札終了後直ちに行う

入札説明書別記

番号	様 式 名
別記1	事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限
別記2	入札参加資格審査資料の提出について
別記2-様式1	事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
別記2-様式2	資本関係・人的関係調書
別記2-様式3	事業所所在地及び施設警備を営むことを証する調書
別記2-様式4	契約実績調書
別記3	建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

様式一覧

番 号	様 式 名
1	入札書
2	委任状

仕様書等一覧

番 号	仕 様 書 名
1	大通高等学校常駐警備等業務
別紙1	個人情報取扱安全管理基準
別紙2	個人情報取扱安全管理基準適合申出書
別紙3	個人情報取扱状況報告書
別紙4	業務従事者名簿
別紙5	業務従事者配置計画書
別紙6	事業従事者健康診断受診等状況報告書
別紙7	業務従事者支給賃金状況報告書
別紙8	業務費内訳書
別紙9	業務従事者賃金支給計画書
別紙10	社会保険料事業主負担分調書及び記載例
別紙11	業務日誌
別紙12	完了届
別添	教室等配置図